

11月開校 東南村山地区

OAシステム活用科

Support 1

パソコンスキル1

多くの企業で活用されているビジネスソフト（Word・Excel・Access・Powerpoint）の技術習得と資格取得を目指します。

Support 2

パソコンスキル2

さらにマクロ/VBAを活用して業務をより効率よく進めるための業務システムの構築を習得します。

Support 3

ヒューマンスキル

仕事を行う上で重要とされるコミュニケーション能力・問題解決能力を身につけます。

Support 4

就職支援

キャリア形成・応募書類の作成・面接対応を実践指導し早期就職へ支援します。

訓練期間	平成23年11月1日(火)～平成24年2月27日(月) 4ヶ月 時間:9:00～16:00 休日は原則として土、日、祝日、年末年始
訓練場所	富士通エフ・オー・エム株式会社 山形市本町一丁目4-21 荘銀山形ビル7階(裏面地図参照) TEL:023-624-3690
定員	20名(最少催行人員 15名)
対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをした方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料等の約17,000円、並びに検定受検料等は個人負担となります。
募集締切日	平成23年10月7日(金)
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	日時:平成23年10月14日(金) 午前10時から(時間厳守) ※ 開始10分前迄に受付を済ませてください。 場所:山形県立山形職業能力開発専門校 内容:訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物:筆記用具(ボールペン、鉛筆等)

受講生募集

【 お問合せ 】

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課

〒990-2473 山形市松栄二丁目2番1号

TEL 023-644-9227

FAX 023-644-6850

ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

<企業におけるIT機器を活用した業務内容を想定したカリキュラム。Windows 7 Office2007 を使用します>

科目	科目の内容
パソコンの基礎知識	パソコンの仕組み、Windowsの基本操作、インターネット、メール パソコンの基礎知識
Word	Wordの基礎知識、文書作成、表作成、図形の描画、実践ビジネス文書作成
Excel	Excelの基礎知識、表作成、関数、グラフ、Excelの実践活用術
Access	Accessの基礎知識、Accessによるデータベースシステム基本作成
Powerpoint	Powerpointの基本知識、スライド作成編集、プレゼンテーションの実践活用術
Excelマクロ /VBA	業務を自動化するためのマクロの作成編集、VBA記述編集
Excel VBAプログラミング	プログラミング言語”VBA”を活用した業務システムの作成
就職支援	キャリア形成の必要性和重要性、コミュニケーション能力アップ、ビジネスマナー 企業の人事担当者が評価する応募書類の作成や面接で合格するノウハウの指導

【 説 明 会 場 】

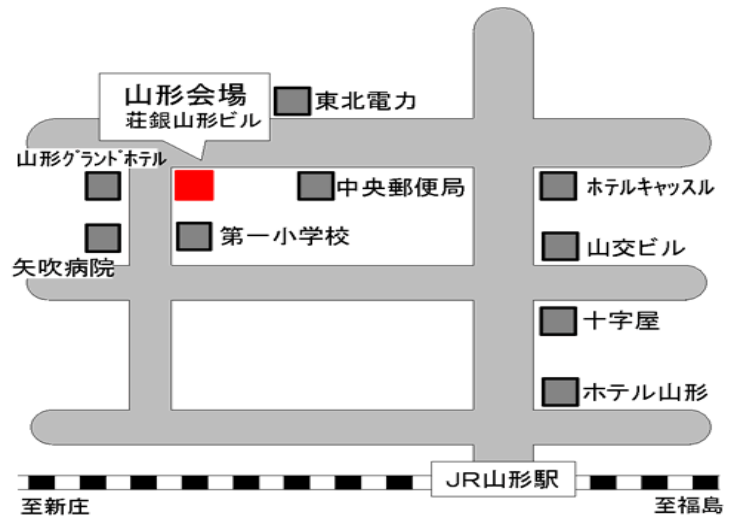
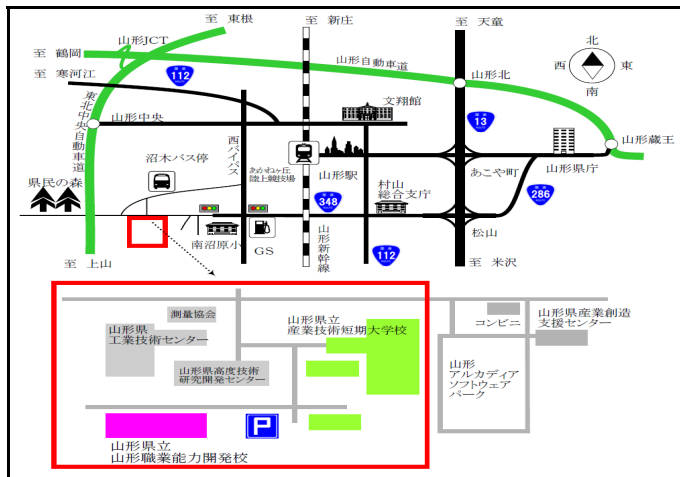
場所：山形県立山形職業能力開発専門学校
住所：山形市松栄二丁目2番1号
電話：023-644-9227

※ 駐車場有

【 訓 練 会 場 】

場所：富士通エフ・オー・エム(株)
住所：山形市本町一丁目4番21号
荘銀山形ビル7階

※最寄り駅：山形駅より徒歩15分
お車の方は、近くの有料駐車場をご利用ください。



【ご相談・お申込窓口】

山形公共職業安定所	〒990-0813 山形市桧町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012 米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011 新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051 長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034 村山市楯岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505 寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

- ・ 雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
- ・ 雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。